

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

- 1 改正の内容
別紙のとおり

- 2 改正の理由
 - ・施設整備専門委員会について、競技運営に係る付託事項と委任事項を追加して、施設・競技専門委員会に改組するため。
 - ・広報・県民運動専門委員会を新たに設置するため。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

改正後			
委員会名	付託事項	委任事項	
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する<u>こと。</u> 2 会場地選定に関する<u>こと。</u> 3 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関する<u>こと。</u> 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する<u>こと。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する<u>こと。</u> 2 他の専門委員会に属さない事項に関する<u>こと。</u> 	
施設・競技 専門委員会	施設関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する<u>こと。</u> 2 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する<u>こと。</u> 3 情報通信施設の基本的事項に関する<u>こと。</u> 4 その他施設に係る重要事項に関する<u>こと。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関する<u>こと。</u> 2 開・閉会式会場及び<u>関連施設</u>の調査、調整等に関する<u>こと。</u> 3 情報通信施設の調査、調整等に関する<u>こと。</u> 4 その他施設の調査、調整等に関する<u>こと。</u>
	競技関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>競技運営等の基本的事項に関する<u>こと。</u></u> 2 <u>競技役員等の養成・編成の基本的事項に関する<u>こと。</u></u> 3 <u>その他競技運営に係る重要事項に関する<u>こと。</u></u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>競技運営等の調査、調整等に関する<u>こと。</u></u> 2 <u>競技役員等の養成・編成の推進に関する<u>こと。</u></u> 3 <u>その他競技運営に関する<u>こと。</u></u>
広報・県民 運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>広報の基本的事項に関する<u>こと。</u></u> 2 <u>県民運動の基本的事項に関する<u>こと。</u></u> 3 <u>その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する<u>こと。</u></u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>広報の実施に関する<u>こと。</u></u> 2 <u>県民運動の推進に関する<u>こと。</u></u> 3 <u>大会愛称・スローガン、マスコット等に関する<u>こと。</u></u> 4 <u>その他広報及び県民運動に係る事項に関する<u>こと。</u></u> 	

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会規程 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項			別表（第2条関係） 常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務分 担及び経費負担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 他の専門委員会に属さない事 項に関する こと。 	総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務分 担及び経費負担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 他の専門委員会に属さない事 項に関する こと。
施設・競技 専門委員会	施設 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本 的事項に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施設 の基本的事項に関する こと。 3 情報通信施設の基本的事項に 関する こと。 4 その他施設に係る重要事項に 関する こと。 	施設整備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本 的事項に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施設 の基本的事項に関する こと。 3 情報通信施設の基本的事項に 関する こと。 4 その他施設に係る重要事項に 関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に関する こと。 3 情報通信施設の調査、調整等 に関する こと。 4 その他施設の調査、調整等に 関する こと。
	競技 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関 する こと。 2 競技役員等の養成・編成の基 本的事項に関する こと。 3 その他競技運営に係る重要事 項に関する こと。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の調査、調整等 に関する こと。 2 競技役員等の養成・編成の推 進に関する こと。 3 その他競技運営に関する こと。 	
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する こと。 2 県民運動の基本的事項に関 する こと。 3 その他広報及び県民運動に係 る重要な事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の実施に関する こと。 2 県民運動の推進に関する こと。 3 大会愛称・スローガン、マス コット等に関する こと。 4 その他広報及び県民運動に係 る事項に関する こと。 			